

令和6年度長崎県事業者向けL P ガス価格高騰緊急対策支援事業費補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 県は、L P ガスの価格高騰の影響を受けている県内事業者等の負担軽減を図り、安定した経営環境の持続を促進するため、予算の定めるところにより、令和6年度事業者向けL P ガス価格高騰緊急対策支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、長崎県補助金等交付規則（昭和40年長崎県規則第16号。以下「規則」という。）、長崎県産業労働部関係補助金等交付要綱（平成19年長崎県告示第299号。以下「交付要綱」という。）、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金交付要綱（令和5年12月21日総行政第327号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号）及びその他の法令の定めによるほか、この実施要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において「工業用L P ガス」とは高圧ガス保安法液化石油ガス保安規則（昭和41年通商産業省令第52号）第1条で規定され、工業用途で使用する液化石油ガスをいう。

(補助対象者)

第3条 補助対象者は、次の各号の全てを満たす工業用L P ガスを使用する事業者等のうち、製造業を営む者とする。

- (1) 県内に主たる事務所、事業所を置いて事業を実施していること
- (2) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団又は暴力団員の統制下にある団体等でないこと
- (3) 法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に規定する公共法人でないこと
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業にかかる「接客業務受託営業」を行う者でないこと
- (5) 法人税（個人事業主の場合は所得税）、県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。又は、納税に関して、正式な猶予の手続き等を経ていること

2 知事は、前項の規定に準ずると認められる事業者について、補助対象者とすることができる。

(補助額)

第4条 1事業者あたりの補助額は、次により算出された額とする。ただし、算出額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 令和6年8月から令和6年10月及び令和7年1月から令和7年3月までの工業用L P ガス購入額（ただし、消費税及び地方消費税は除外する。）を対象とする。
- (2) 前号の工業用L P ガス購入額に5.7%を乗じた額と予算の範囲内で知事が必要と認めた額を比較して少ない方の額を補助額とする。

2 第1項第1号の工業用L P ガス購入額に、公共施設で使用されたものを含むことはできない。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金を申請しようとする者（以下「交付申請者」という。）は、規則第4条の規定に基づき、令和6年度長崎県事業者向けLPガス価格高騰緊急対策支援事業費補助金交付申請書（様式第1号。以下「補助金交付申請書」という。）により申請を行うものとする。

- 2 規則第4条の規定により、補助金交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。
 - (1) チェックリスト
 - (2) 所要額計算書（様式第2号）
 - (3) 証拠帳票類の写し
 - (4) 法人税（個人事業主の場合は所得税）、消費税及び地方消費税に係る未納税額のないことを証明する証明書の写し
 - (5) 営業活動を証する書類
 - (6) 交付申請者が法人の場合は、法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）の写し、交付申請者が個人事業主の場合は、本人確認書類の写し
 - (7) 振込口座の通帳の写し
 - (8) その他知事が必要と認める書類
- 3 交付申請者は、第1項に規定する補助金交付申請書を令和7年7月11日までに知事へ提出しなければならない。

（補助金の交付決定及び額の確定）

第6条 知事は、第5条に規定する交付申請があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認める時は、規則第7条及び第14条に規定する補助金の交付の決定及び額の確定をし、令和6年度長崎県事業者向けLPガス価格高騰緊急対策支援事業費補助金交付決定通知書及び交付額確定通知書（様式第3号）により通知するものとする。

- 2 知事は、前項の通知に際して必要な条件を付することができる。
- 3 知事は、申請の内容を審査した結果、不交付の決定をする場合は、補助金不交付決定通知書（様式第4号）により通知するものとする。

（交付申請の取り下げ）

第7条 規則第8条第1項に規定する申請の取り下げをすることができる期日は、補助金の交付決定の通知を受けた日から15日を経過した日とし、書面をもって届けなければならない。

- 2 前項の規定による申請の取り下げがあったときは、当該申請に係る補助金の交付決定はなかったものとみなす。

（交付手続きの特例）

第8条 規則第21条の規定により、規則第13条及び規則第16条第1項の各手続きを省略できるものとする。

- 2 規則第21条の規定により、規則第7条及び第14条の手続きを併合できるものとする。

（補助金の経理）

第9条 補助事業者は、この補助事業に係る経理についての収入及び支出の事実を明確にした帳簿及び証拠書類を整理し、かつ、これらの書類を補助事業が完了した日の属する県会計年度の終了の翌年度から5年間保存しなければならない。

(是正のための措置)

第10条 知事は補助事業の適切な遂行のため必要があると認めたときは、事業者に対し、補助事業に関し報告を求め又は事業者の事業所等に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査し、若しくは関係者に質問することができる。

(補助金の交付の決定の取消し等)

第11条 知事は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し、又は補助金の交付の内容、条件、その他法令若しくはこれに基づく処分に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、補助事業の当該取消しに係る部分に関し、すでに補助金が交付されているときは、その返還を命ずるものとする。

(補助金返還)

第12条 補助事業終了後、知事は補助事業に関して予告なく実地検査を実施することができる。当該実地検査により補助金の返還命令等の指示がなされた場合は、事業者はこれに必ず従うものとする。

(契約事項及び同意事項)

第13条 事業者は、別記1～4について補助金の交付申請前に確認しなければならず、第5条の交付申請書の提出をもってこれに誓約または同意したものとする。

(成果の公表)

第14条 知事は、補助金の交付を受けて行った事業の成果について必要があると認めるときは、公表することができるものとする。

(雑則)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年6月17日から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年1月31日から適用する。

(経過措置)

2 改正後のこの要綱の規定については、施行日以後に申請のあった補助金の交付について適用し、施行日前に交付決定された補助金の交付については、なお従前の例による。

不正な補助金の交付の申請防止に係る誓約事項

当事業所は、補助金の申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 当事業所は、知事の求めに応じ、適切な補助事業の実施及びその帳票等の提出に協力します。
- (2) 当事業所は、当方の帰責の有無に関わらず、不正な補助金申請に該当する可能性があるとして知事が判断する場合は、その調査が完了するまで当該補助金申請金額の戻入又は支払い保留等が発生することについて同意します。
- (3) 当事業所は、上記に該当する他、不正な補助金申請及び受給が発生しないよう、知事の求めに応じて、調査や不正防止措置に協力することに同意します。
- (4) 当事業所は、架空の申請や水増し報告等の不正請求※1、不適切な行為※2等を行いません。
- (5) 申請書類に記載された内容に虚偽が判明した場合は、補助金の返還に応じるとともに、加算金の支払いに応じます。
- (6) 本事業で補助対象としている経費については、国その他の補助事業の対象にしていません。

※1：不正請求

偽りその他不正の行為（詐欺、脅迫、贈賄その他の刑法（明治40年法律第45号）各条文に規定するものをいう。）の他、刑法上の犯罪を構成するに至らない場合であっても、故意に申請又は報告情報等に虚偽の記入を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることができない金銭の支払いを受け、又は受けようとする事。

※2：不適切な行為

- ①補助金相当分をあらかじめ単価に上乗せする等、本来の価格が不適切に設定されていること。
- ②価格について、補助金による値引きの事実を記載せずに営業資料の料金表示に用いること。

別 記 2

反社会的勢力排除に係る誓約事項

当事業所は、補助金の交付の申請をするにあたって、また、補助事業の実施期間内及び完了後においては、下記のいずれにも該当しないことを誓約いたします。この誓約が虚偽であり又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- (2) 暴力団員（暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- (3) 暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し資金、武器等の供給を行うなど暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。以下同じ。）
- (4) 暴力団関係企業（暴力団員が実質的にその経営に関与している企業、暴力団準構成員若しくは元暴力団員が経営する企業で暴力団に資金提供を行う等暴力団の維持若しくは運営に積極的に協力し若しくは関与するもの又は業務の遂行等において積極的に暴力団を利用し、暴力団の維持若しくは運営に協力している企業をいう。）
- (5) 総会屋等（総会屋その他企業を対象に不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (6) 社会運動等標ぼうゴロ（社会運動若しくは政治活動を仮装し、又は標ぼうして、不正な利益を求めて暴力的不法行為等を行うおそれがあり、市民生活の安全に脅威を与える者をいう。）
- (7) 特殊知能暴力集団等（暴力団との関係を背景に、その威力を用い又は暴力団と資金的な繋がりを有し、構造的な不正の中核となっている集団又は個人をいう。）
- (8) 前各号に掲げる者と次のいずれかに該当する関係にある者
 - イ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営を支配していると認められること
 - ロ 前各号に掲げる者が自己の事業又は自社の経営に実質的に関与していると認められること
 - ハ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって前各号に掲げる者を利用したと認められること
 - ニ 前各号に掲げる者に資金等を供給し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ホ その他前各号に掲げる者と役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者）が、社会的に非難されるべき関係にあると認められること

別 記 3

個人情報等の取扱いに係る同意事項

当事業所は、補助金の交付申請にあたり、下記の事項を確認し同意します。

記

知事は、本補助事業の実施に必要な範囲で、事業者が提供する個人情報を取り扱うものとします。なお、知事は、事業者が提供する情報を事業の終了後5年間保存し、本事業の業務に必要な範囲内で自ら使用すること及び第三者等に提供することができます。

また、知事は、事業者が提供する情報について、統計的に処理したデータを公表することがあります。

別 記 4

地方税の納税に係る誓約事項

当事業所は、補助金の申請にあたり、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

- (1) 当事業所は、県税について滞納がありません。滞納がある場合は、納税に関して、正式な猶予の手続き等を経ています。
- (2) 当事業所は、知事の求めに応じ、県税に関し未納がないことを証明する証明書の写し等の提出に協力します。